

資料5-2

座間市における事件の再発防止策の実施状況

再発防止策	担当省庁	平成29年度の取組状況	平成30年度の取組状況及び実施予定
1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策			
(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進			
① 利用規約等（自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等）による対応の徹底等に関する事業者への要請	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者団体に対して、加盟事業者へ自殺の誘引情報等への対応の徹底を周知させるとともに、事業者団体自らにおいても必要な措置を講じることについて、要請を行った（平成29年11月10日）。 ○自殺の誘引情報等の書き込み禁止を利用規約等に明記し、利用者に注意喚起するとともに、その規定を適切に運用することについて、事業者への周知を行うよう、事業者団体に対して改めて要請（12月7日）。 ○各事業者団体は、それぞれの加盟事業者への要請を実施。 	○自殺の誘引情報等に対する事業者の取組状況について、フォローアップを継続予定。
	総務省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺の誘引情報等の削除について、SNS事業者の自主的な取組を促進。 ○Twitter社では、機械学習システムの自殺誘引に関する日本語対応力強化のため、データベースを充実。 	○SNS事業者による自主的な取組の状況について、フォローアップを継続するとともに、必要に応じて更なる取組強化の働きかけ等の検討を行う。
② 利用規約等の遵守に関する利用者への注意喚起	総務省 経済産業省		<ul style="list-style-type: none"> ○人を自殺に誘引・勧誘する情報等を書き込むことは利用規約等に違反する旨等を盛り込んだe-ネットキャラバン及びインターネット安全教室の資料を基に、利用者のSNSの適正利用を促進予定。 ○インターネット安全教室等で配布する資料を更新予定。
	警察庁	○利用規約を守ってSNSを利用すること、自殺等を誘引・助長する表現を投稿しないことなどを盛り込んだ広報啓発リーフレットを作成し、都道府県警察へ提供するとともに、広報啓発活動の強化を指示（平成29年12月26日）。	○都道府県警察等において、各種広報啓発活動を継続していく予定。
	文部科学省		○有識者の意見を得ながら、情報モラル教育の推進に係る教師用指導資料の改訂版を作成予定。

再発防止策	担当省庁	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施状況及び実施予定
(2) 事業者・関係者による削除等の強化			
① 事業者による自主的な削除の強化	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○座間市における事件の再発防止策決定日（平成29年12月19日）までの間、SNS事業者におけるモニタリング・削除を促すため、座間市における事件に関する情報を継続的に提供し、総務省等と協力して対策を協議。 ○青少年ネット利用環境整備協議会が公表した「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」（12月6日）を受けて、SNS事業者におけるモニタリング・削除を促進し、協議会会合において実施状況等を報告（平成30年2月開催）。また、インターネット上の自殺に関連する情報に的確に対応できるガイドラインの策定に向けて、事業者に対し助言。 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年ネット利用環境整備協議会が公表した「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」（平成29年12月6日）を受けて、同協議会におけるガイドラインの策定に必要な助言を行うとともに、同ガイドライン（30年4月18日策定）に基づき、SNS事業者が自殺に関連する情報に的確に対応できるよう、必要な情報提供、助言を行っていく予定。
	警察庁 内閣官房 内閣府 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年ネット利用環境整備協議会において、内閣官房、警察庁、総務省及び経済産業省が参加し、警察庁から座間市における事件に関する情報を提供して、自殺の誘引情報等の書き込みへの対策について協議（平成29年11月20日）。 ○青少年ネット利用環境整備協議会が公表した「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」の取りまとめに協力（12月6日）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年ネット利用環境整備協議会が公表した「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」を受けて、SNS事業者が自殺に関連する情報に的確に対応できるよう、関係省庁間で連携して必要な情報提供、助言を行うなど、同協議会の活動に協力していく予定。
② 事業者による削除を支える団体の支援	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○「自殺誘引等情報の処理」をインターネット・ホットラインセンターの委託業務として追加（平成30年1月22日～）。 ○インターネット上の「自殺誘引等情報」を収集し、インターネット・ホットラインセンターへ通報する業務を行うサイバーパトロール事業について、民間事業者に業務委託（1月29日～）。 ○11都県12団体でサイバー防犯ボランティア団体に依頼して集中的なサイバーパトロール及びインターネット・ホットラインセンターに対する通報活動を実施（平成29年12月20日～平成30年1月12日）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「自殺誘引等情報の処理」をインターネット・ホットラインセンターの委託業務として実施予定。 ○インターネット上の「自殺誘引等情報」を収集し、インターネット・ホットラインセンターへ通報する業務を行うサイバーパトロール事業について、民間事業者に業務委託。 ○各都道府県警察においてサイバー防犯ボランティアを活用して、SNSの適切な利用に向けた教育、広報啓発活動を推進する予定。

再発防止策	担当省庁	平成29年度の取組状況	平成30年度の取組状況及び実施予定
③ インターネット・ホットラインセンター及び違法・有害情報相談センターの間の連携強化	警察庁 総務省	○両センター、警察庁及び総務省により意見交換を実施（平成29年12月5日）し、両センターが受理した通報等で、自らの事業対象ではなく、相手方で対応することが適当と認められるものについては、通報者等に対し適宜その旨を教示することとし、連携強化を確認。	○両センターにおける連携強化を継続していく予定。
2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策			
(1) ICTを活用した相談機能の強化			
① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化	総務省 内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	○検索事業者、SNS事業者と自殺対策関係NPO法人のつなぐ場を開催し、取組の紹介や意見交換を実施（平成29年12月12日）。	○必要に応じて、つなぐ場を開催予定。
	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	○自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する取組の実施を検索事業者に対して要請（平成29年11月22日）。 ○自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する取組の実施をSNS事業者に対して要請（11月30日）。 ○「検索サービスの健全な発展に関する研究会」の臨時会合において、検索事業者と意見交換を実施し、自殺予防に向けた事業者間の連携強化を確認（12月19日）。	○検索事業者及びSNS事業者による自主的な取組の状況について、フォローアップを継続するとともに、必要に応じて更なる取組強化の働きかけ等の検討を行う。
	法務省	○自殺願望を表す用語が検索された場合等にインターネット人権相談受付窓口を案内する取組を実施（平成29年12月4日～31日）するなど、若者を効果的に相談窓口につなげる支援等を促進。	○自殺願望を表す用語が検索された場合等にインターネット人権相談受付窓口を案内する取組を実施するなど、若者を効果的に相談窓口につなげる支援等を促進する予定。
	経済産業省	○Twitter社では、自殺願望を表す用語が検索された場合に、新たに提携した自殺防止支援のNPO法人の連絡先が表示される新しいシステムを世界に先立って構築した旨を公表（平成30年1月17日）。 ○nanameueでは、有害情報の検出率の向上を目指し、目視での監視の際のNGワードを増加。 ○アップランドでは、自殺関連ワードを含む書き込みを送受信した場合、警告文を出すようにシステムをアップグレード。 ○グリー、Facebook Japan、DeNA、ミクシイでは、青少年ネット利用環境整備協議会の緊急提言に沿った対応を実施。	

再発防止策	担当省庁	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施状況及び実施予定
① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口情報の追加・整理を内容とする厚生労働省ホームページの更新を実施（平成29年12月28日）。具体的には、IP電話から接続できる相談窓口の電話番号（各地方公共団体の精神保健福祉センター等）の明示、メール・SNS等に対応した相談窓口の明示、及び相談窓口情報を検索できる「支援情報検索サイト」の改善を実施。 ○検索事業者・SNS事業者に対して、上記更新内容を周知するとともに、自殺につながる用語の検索が行われた場合、同ホームページへの誘導を行うこと等についての検討を依頼。 ○厚生労働省ホームページについて、スマートフォン対応など若者向け改善に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係省庁と連携し、事業者への働きかけを継続。 ○スマートフォン対応に改修した「支援情報検索サイト」の活用を促進。
② SNS等を活用した相談対応の強化	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援する予定。
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺対策強化月間（平成30年3月）から広く若者一般を対象としたSNS相談事業を実施（一部の団体は2月）。 ○自殺対策強化月間（3月）において、IP電話に対応した相談窓口を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○上半期におけるSNS相談事業を、6団体で実施。 ○相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成等の実践的研究を、相談事業と一体的に実施予定。
	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・若者総合相談センター」の設置及び充実について」と題した通知を都道府県・指定都市の青少年行政主管部局長に対して発出（平成29年11月30日）し、子ども・若者総合相談センターの設置、インターネットを活用した相談体制の導入等の検討を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者が抱える悩みのワンストップの相談窓口として地方公共団体に設置の努力義務が課されている「子ども・若者総合相談センター」の設置及び充実を引き続き推進。

再発防止策	担当省庁	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施状況及び実施予定
(2) 若者の居場所づくりの支援等			
① 新たな居場所づくりのモデルの作成	厚生労働省	○自殺対策に資する若者の居場所づくりに関する好事例を全国の自治体へ提供。	○新しい居場所づくりのモデル作成に向け、実践的な研究と具体的取組への支援とを一体的に実施予定。 ○複合的な課題を抱えた生活困窮者に対する支援技術を兼ね備えた支援員を計画的に養成するための研修（自殺対策に関連する内容を含む）を実施予定。 ○シェルター等利用者や地域社会から孤立した状態にある生活困窮者が、地域で自立した日常生活を継続していけるような環境づくりを推進予定。 ○生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等を通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を実施予定。 ○住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境を整備するため、住民が気軽に立ち寄ることができる居場所や活動拠点を設置する取組を支援する等のモデル事業を実施予定。
	文部科学省 厚生労働省	○学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進を求める通知を、文部科学省・厚生労働省の連名で发出（平成30年1月23日）。	○学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進について、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において周知予定。
② 学校との直接のつながりを有さない若者の支援の推進	厚生労働省		○わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を実施予定。 ○地域若者サポートステーションにおいて、学校等との連携により、アウトリーチ型の相談等を活用し、高校中退者等への切れ目ない支援を実施予定。
	文部科学省	○高校中退者等に対する学習支援・学習相談の実施モデルを構築する事業を実施。	○引き続き、高校中退者等に対する学習支援・学習相談の実施モデルを構築する事業を実施予定。
③ 子ども・若者の自殺対策の更なる推進	厚生労働省 関係省庁	資料5-1の11	同左

再発防止策	担当省庁	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施状況及び実施予定
3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策			
(1) 教育・啓発・相談の強化			
	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	○平成29年12月1日から「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施。	○平成30年5月31日まで「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施。
	内閣府	○政府広報のインターネットテキスト広告、内閣府ツイッター、首相官邸メルマガ等を用いた広報啓発を実施。	
	総務省	○大手携帯事業者、(一社)電気通信事業者協会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、(一社)テレコムサービス協会に対して、積極的なフィルタリングの利用、学校や地域団体等との連携によるリテラシーの向上等に関する取組の実施を依頼(平成29年11月29日)。	○大手携帯事業者等において、引き続きリテラシーの向上等に関する取組を実施。
	法務省	○「無料通信アプリ等を使用したいじめ」や「リベンジポルノ」の問題などを盛り込んだ啓発冊子を活用して人権啓発活動を実施するとともに、この取組について、法務省ホームページを用いるなどの周知広報を実施。 ○一斉緊急行動の趣旨に基づき、若者のインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動を実施する旨の通知を法務局へ発出(平成29年12月22日)。	○「無料通信アプリ等を使用したいじめ」や「リベンジポルノ」の問題などを盛り込んだ啓発冊子を活用して人権啓発活動を実施するとともに、この取組について、法務省ホームページを用いるなどの周知広報を実施。
	文部科学省 総務省 経済産業省	○3省連名による「インターネットの安全利用に関する研修の実施について」の事務連絡を教育委員会等に対して発出(平成29年12月28日)し、生徒指導、教育相談、情報モラル教育等の関係教職員に対する研修等の充実を図るための取組を促進。	○都道府県・指定都市教育委員会等の生徒指導、教育相談、情報モラル教育等に関する既存の研修等において、インターネットの安全利用について研修を実施している「インターネット安全教室」及び「e-ネットキャラバン」等の講師を活用するなどして、研修内容の充実を図る。 ○「インターネット安全教室」及び「e-ネットキャラバン」の講師派遣の依頼方法を整理し、3省連名による「インターネットの安全利用に関する研修の実施について」の事務連絡を教育委員会等に対して発出(平成30年4月23日)し、今後は教育委員会等の希望に応じて講師派遣を行う予定。 ○生徒指導、教育相談、情報モラル教育等の関係教職員に対する研修等の充実を図るための取組を促進する。

再発防止策	担当省庁	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施状況及び実施予定
	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会等に対し、一斉緊急行動期間中の学校・地域におけるスマートフォン等の安心・安全な利用のための教育・啓発の実施を依頼（平成29年11月29日）。 ○スマートフォン等の安心・安全な利用に関する児童生徒向け啓発資料を改訂し、平成30年4月に中学校1年生等に配布予定。 ○情報モラル教育担当指導主事や各学校において情報モラル教育を推進する中核的立場にある教員等を対象とした情報モラル教育に関するセミナー等において、本事件を踏まえた、学校における指導の徹底を要請。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○有識者の意見を得ながら、情報モラル教育の推進に係る教師用指導資料や児童生徒向けの啓発資料の改訂版を作成予定。 ○引き続き、各種会議、セミナー等において、学校における指導の徹底を要請予定。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実する予定。
	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○SNSの利用に起因する近年の事案の犯行手口や被害実態、留意点等を盛り込んだ広報啓発リーフレットを作成し、都道府県警察へ提供するとともに、広報啓発活動の強化を指示（平成29年12月26日）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県警察等において、各種広報啓発活動を継続していく予定。
(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行			
	内閣府 総務省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○関係政令案を閣議決定（平成30年1月23日）、施行（2月1日）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○改正法に基づく事業者による青少年確認義務等の実施を徹底。また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施。
	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○改正法においてフィルタリングに関する義務が課される携帯電話の製造事業者に対して、早期施行への対応について要請、対応確認。 	